㈣　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十七項の書類）	第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）

第三条の二の二第二項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同項第三号中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第三十六項」に改める。

第三条の三の見出しを「（法第五十三条第四十二項の書類等の保存）」に改め、同条中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第三条の三の三（見出しを含む。）中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第三条の四を削る。

第三条の四の二第二項第二号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に、「第三条の四の三」を「第三条の四の四」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の四の三第一項第一号中「第三条の四の五」を「第三条の四の四」に改め、同条を第三条の四の二とする。

第三条の四の四第二項第二号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、同条を第三条の四の三とする。

第三条の四の五を第三条の四の四とする。

第三条の六第一項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第四十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第四条の見出しを「（政令第二十一条の五の額）」に改め、同条第一項中「第二十一条の六第一項」を「第二十一条の五第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に改める。

第五条の二を削る。

第五条の三第二項第二号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に、「第五条の五」を「第五条の六」に、「第五条の四」を「第五条の五」に改め、同条を第五条の二とする。

第五条の四第一項第一号中「第五条の六」を「第五条の五」に改め、同条を第五条の三とする。

第五条の五第二項第二号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、同条を第五条の四とする。

第五条の六を第五条の五とする。

第六条の三中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の二第一項」に改める。

第六条の四第一項中「第七十二条の四十九第四項」を「第七十二条の四十八の二第四項」に、「次に掲げる事項を記載した文書」を「同条第五項に規定する更正請求書」に、「添えて関係道府県知事に提出」を「添付」に改め、同項各号を削る。

第六条の五の見出しを「（更正請求書の様式）」に改め、同条中「第一条の八、第三条の四（第十条の二の六において準用する場合を含む。）、第五条の二又は前条第一項の規定により提出しなければならない書類又は文書」を「法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書」に改める。

第七条の二第一号ハ中「第七十二条の四十九の九」を「第七十二条の四十九の十三」に改め、同条第二号中「第七十二条の四十九の八第二項後段」を「第七十二条の四十九の十二第二項後段」に改め、同条第三号中「第七十二条の四十九の八第八項」を「第七十二条の四十九の十二第八項」に改め、同条第四号中「第七十二条の四十九の八第九項」を「第七十二条の四十九の十二第九項」に改める。

第十条の表㈤中「別表四の三まで」の下に「（別表三から別表四の二の五までを除く。）」を加え、同表㈨を同表㈩とし、同表㈧を同表㈨とし、同表㈦の次に次のように加える。

㈧　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第十八条の十三第二十八項の書類）	第二十号様式（別表三から別表四の二の五まで）

第十条の二の表㈠中「別表四の四まで及び第二十号様式別表四の二」を「別表四の三まで（別表三から別表四の二の七までを除く。）」に改め、同表㈥を同表㈦とし、同表㈤を同表㈥とし、同表㈣中「都道府県別明細書」を「明細書」に、「第九号の二様式」を「第六号様式別表四の四及び第九号の二様式」に改め、同表㈣を同表㈤とし、同表㈢の次に次のように加える。

㈣　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第十七条の二第一項の規定により準用される政令第四十八条の十三第二十八項の書類）	第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）及び第二十号様式別表四の二

第十条の二の六を削る。

第十条の二の七第二項第二号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、同条を第十条の二の六とする。

第十条の二の八第二項第二号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、同条を第十条の二の七とする。

第十条の二の九を第十条の二の八とし、第十条の二の十を第十条の二の九とし、第十条の二の十一を第十条の二の十とする。

第六号様式記載要領18中「第53条第41項」を「第53条第40項」に改める。

第六号様式別表三記載要領1、同様式別表三記載要領2、同様式別表三の二記載要領1、同様式別表三の二記載要領2及び同様式別表四の二記載要領2中「申告書」の次に「又は第10号の3様式の更正請求書」を加える。

第六号様式別表四の四記載要領1中「同条第40項」を「同条第39項」に、「同条第41項」を「同条第40項」に改め、「申告書」の次に「又は第10号の3様式の更正請求書」を加え、同様式別表四の四記載要領2中「申告書」の次に「又は第10号の3様式の更正請求書」を加える。

第六号様式別表十一の表中「、㉙」を「、㉙―㉚」に改め、同様式別表十一記載要領4及び同様式別表十一記載要領5中「、㉙」を「、㉙―㉚」に改める。

第九号の二様式記載要領1中「同条第40項」を「同条第39項」に、「同条第41項」を「同条第40項」に改め、同様式記載要領1中「申告書」の次に「又は第10号の3様式の更正請求書」を加え、同様式記載要領2中「申告書」の次に「又は第10号の3様式の更正請求書」を加える。

第十号の三様式の表中「更正の請求書」を「更正請求書」に改め、同様式記載要領1中「第72条の49第4項」を「第72条の48の2第4項」に改める。

第十号の四様式の表中「更正の請求書」を「更正請求書」に改める。

第十号の五様式の表中「第三条の四の二・第三条の四の四・第五条の三・第五条の五」を「第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四」に改める。

第二十号様式別表三記載要領1、同様式別表三記載要領2、同様式別表四記載要領2及び同様式別表四の二記載要領2中「申告書」の次に「又は第10号の4様式の更正請求書」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の四第一項の改正規定（「第七十二条の四十九第四項」を「第七十二条の四十八の二第四項」に改める部分に限る。）及び第十号の三様式記載要領1の改正規定　公布の日から起算して二月を経過した日

二　第四条の改正規定　平成二十四年四月一日

三　第六条の三及び第七条の二の改正規定　平成二十五年一月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から前条第一号に掲げる日の前日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則第六条の五の規定の適用については、同条中「第七十二条の四十八の二第五項」とあるのは、「第七十二条の四十九第五項」とする。